

## 規 則

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇九〇

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一〇六）の一部を次のように改正する。

別表勤務箇所の欄中「婦人相談センター」を「男女共同参画推進センター支所」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。